

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第19号

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則（平成19年大和市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表支給額の欄を次のように改める。

支給額
154,100円
152,500円
150,800円
149,200円
147,500円
145,900円
139,000円
132,000円
125,200円
118,300円
111,400円
102,600円
94,100円
85,400円
76,600円
67,600円

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。